

報告書

福井高雄

令和6年度 都公連協議会 委員部会 研修会

日時：2024（令和6）年10月26日（土）14：00～16：30

会場：西東京市 柳沢公民館、

参加市：小金井、国分寺・国立・小平・西東京・昭島・東大和・福生・狛江＋（調布）

参加者：小金井市公運審委員：吉田、福井

総参加者：46名

司会：西東京市公民館課 職員

開会の辞：西東京市教育部公民館長 福所良幸

1、【文科省 行政説明会】 テーマ『公民館を取り巻く社会教育振興施策の動向』

講師：榎木奨悟（文科省総合教育政策局地域学習推進課 課長補佐）

- ・地域コミュニティーの基盤を支える社会教育の在り方と推進方策を諮問。
- ・公民館の設置状況は、減少傾向が続く。（全国1.3万館）
- ・社会教育法第23条の解釈＝『公民館は、もっぱら営利を目的の事業を行ってはならない』
＝「公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものでない。」旨を周知している。
公民館の主体的事業、公民館以外の主体的事業の具体的な事例を提示している。

2、【委員部会 代表質問】 西原みどり（都公連協議会委員部会）

- ・社会教育法第23条は、事務連絡の通達にて、事例を紹介して理解を深めている。

3、【講演会】 テーマ『社会教育法第23条第1項第1号の議論・背景と、
立法時から学ぶ公民館の目的・本質』

講師：荒井容子（法政大学社会教育部社会教育学教授）

- ・公民館：社会教育法第23条の解釈は、各地域の事情に応じて柔軟な対応の運営。
（営利目的事業の判断は、70年の歴史をどう未来に生かすか）
社会教育施設であり社会教育機関。生活文化の振興と社会福祉の貢献を目的。
使用料の有料・無料（免除）は、市民が学ぶことが権利であることも共有すべき。
（民間企業、NPO、町内会、PTA、子ども会などとの連携、地域資源の活用）

4、【グループワーク】（Eチーム；小金井市、国分寺市、国立市、調布市）

〔内容〕

- ・国分寺市の諮問：複合施設の検討（恋ヶ窪公民館・図書館・福祉センター・武道館・弓道場）
- ・国立市の諮問：市民（若者）にインタビューして、課題などを聞き取り調査を重点。

閉会の辞：東公連協議会 委員部会 西原みどり

以上